

日常生活自立支援事業と成年後見制度について

社会福祉
法人 青森県社会福祉協議会 地域福祉課

(1) 日常生活自立支援事業とは

■概要

…判断能力が低下した方が、福祉サービスを適切に契約し、利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や相談対応、各種手続きの支援、費用等の支払の支援を行う事業。
平成 11 年 10 月から全国で一斉に開始。

■実施体制

- ・実施主体：青森県社会福祉協議会
- …事業の一部を基幹的社協へ委託。
- ・基幹的社会福祉協議会：9 市の社会福祉協議会
- …専門員：相談対応、契約の締結、支援計画の作成等を担当。
生活支援員：専門員の指示で利用者への具体的な支援を実施。

■対象者

- ①判断能力が不十分で、自分だけでは福祉サービスの利用が困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等。(要介護や障がいの認定がされていなくても利用可能)
 - ②本人に、本事業を利用したいという意思と、本事業の契約内容、支援内容を理解できるだけの判断能力があること。
- ※契約を締結する前に『契約締結判定ガイドライン』で利用意思と判断能力の状況を確認

■利用方法

- …本人、基幹的社協、県社協の三者で利用契約を結ぶ。
利用料は 1 回の支援につき 1,500 円。ただし生活保護受給者は自己負担なし。

■支援の内容

㊦福祉サービスの利用援助

- …福祉サービスの利用に関する情報提供、相談の受付。契約手続きの支援や同行。
福祉サービスに関する苦情解決手続きの支援。定期的な訪問による見守り。

㊧日常的金銭管理サービス

- …福祉サービスを利用し、日常生活を送るうえで必要となる各種支払いや預貯金の払い出し等の金銭管理の支援。年金や給付、生活保護費等の受取手続きの支援。

㊨書類等預かりサービス

- …本人が通帳や印鑑等の重要書類等を紛失する恐れがある場合、本人の了解を得て、社協の金庫や金融機関の貸金庫で保管。(貸金庫を利用する場合は 1 か月 500 円を自己負担)

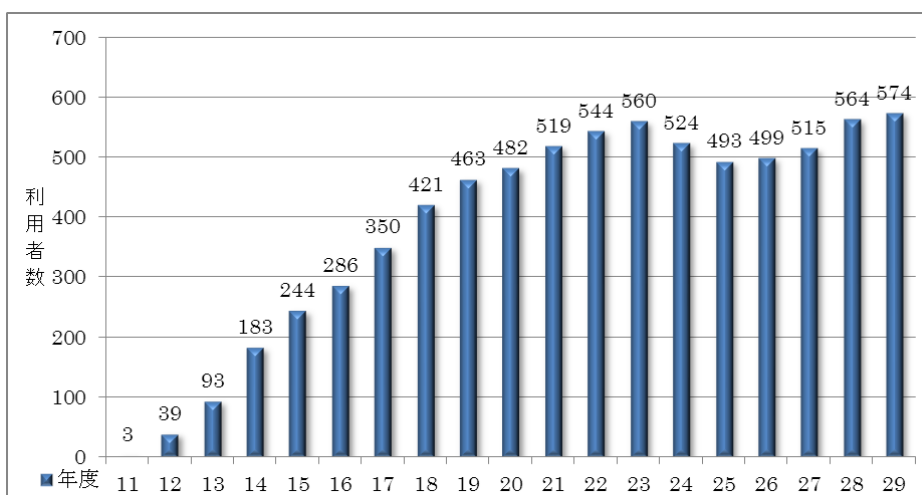
※㊧日常的金銭管理サービス、㊨書類等預かりサービスは、あくまでも㊦福祉サービスの利用援助に付随するサービスで㊧、㊨だけの利用はできない。

■支援までの流れ

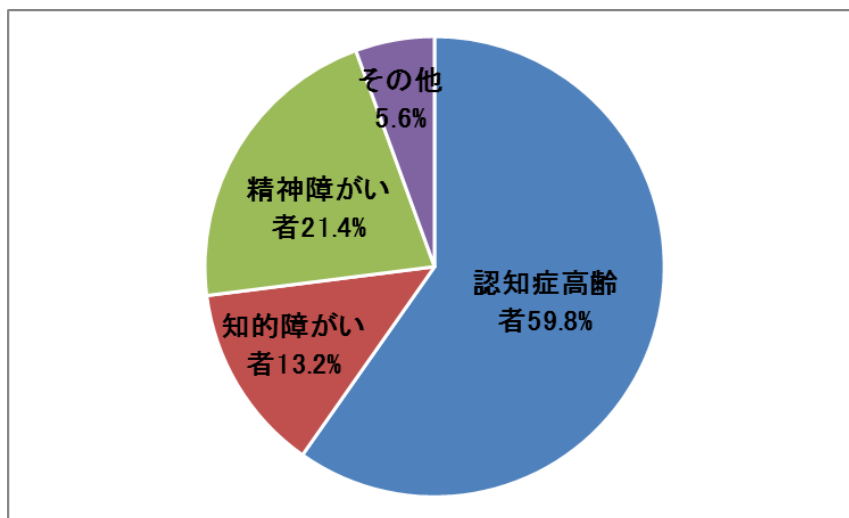
- ①認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分であり、自分だけでは福祉サービスを利用して生活するのが困難な方がいる場合、本人や家族、ケアマネ、民生委員等が、居住市町村の社協に相談する。
- ②相談を受け、基幹的社協の専門員が本人に面会。『契約締結判定ガイドライン』に基づき利用意思と判断能力の確認を2回行う。
- ③本人の福祉サービスの利用状況や生活状況を確認。関係機関と支援の調整を図ったうえで支援計画を作成し、利用契約を締結する。
- ④支援計画に沿って、生活支援員が利用者を定期訪問。本人の希望を確認しながら、上記㉗、㉘の支援を行う。

■利用者の状況（平成30年3月31日現在）

① 年度別の推移



② 利用者の内訳



■日常生活自立支援事業の課題

- ・本人の意思に背いた支援ができない
- …親族からの搾取が疑われる場合も、本人が親族の支援を望んだら抑止できない。
- ・意思が確認できないほど判断能力が低下した方の支援はできない
- …成年後見制度への移行が必要。

(2) 成年後見制度とは

■概要

…判断能力が低下した方や欠けている方について、親族や第三者が、本人に代わって、本人のための法律行為を行い、財産管理や身上監護を支援する制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類がある。

法定後見制度	家庭裁判所に成年後見制度の利用を申し立て、家庭裁判所の審判を受けて、利用を開始する。本人の判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3種類の類型がある。成年後見制度の利用申立ができるのは本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長など。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ本人が、自分の将来の代理人を選任。本人と代理人の間で、将来の財産管理や身上監護の代理権を与える契約を結ぶ。本人の判断能力が不十分になった時に家庭裁判所へ申し立てることで、契約を結んでいた代理人が「任意後見人」となって本人の代理権を持つ。

■成年後見人等の役割

●財産管理

- ・本人名義の財産（預貯金、不動産等）の管理
- ・本人が成年後見人等の同意がないまま結んだ高額な消費契約の取消
- ・本人が親族の遺産を相続する際の遺産分割協議
- ・家庭裁判所への報告

●身上監護

- ・福祉サービスの利用に関する代理契約、ケアプランの確認
- ・要介護認定の手續、更新手續
- ・本人の入院、入所時の代理手續、代理契約
- ※入院、入所時の身元保証人、身元引受人になることはできない

●誰が成年後見人になるのか（平成29年1月～12月の状況）

親族	配偶者	1.2%	第三者	弁護士	25.5%
	親	1.2%		司法書士	7.5%
	子	10.7%		社会福祉士	32.8%
	兄弟姉妹	2.6%		社会福祉協議会	2.6%
	その他	3.5%		市民後見人	2.6%
	合計	19.0%		その他法人	9.6%
			その他個人	0.3%	
			合計	81.0%	

（「東北地方における成年後見制度利用促進のための課題と対策」

～青森県内全域を対象とする成年後見制度利用に関する実態調査から見えてきたもの～から引用）

関係資料



目 次

1. 福祉サービスの範囲について 5
2. 平成30年度基幹的社協設置状況 6
3. 日常生活自立支援事業利用ガイド 7～13
4. 日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係 14～15

福祉サービスの範囲について

○社会福祉法第2条第3項12号「福祉サービス利用援助事業」 ※社会福祉法より一部抜粋
精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。

○第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

【第1種社会福祉事業とは】

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）です

【第2種社会福祉事業とは】

比較的用户への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です

※厚生労働省HPより

平成 30 年度 基幹的社協設置状況



基幹的社協	管内市町村
青森市社会福祉協議会	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村 (5)
弘前市社会福祉協議会	弘前市、西目屋村、板柳町 (3)
八戸市社会福祉協議会	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (8)
五所川原市社会福祉協議会	五所川原市、中泊町、鶴田町 (3)
十和田市社会福祉協議会	十和田市、野辺地町、七戸町、東北町 (4)
三沢市社会福祉協議会	三沢市、六戸町、横浜町、六ヶ所村 (4)
むつ市社会福祉協議会	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 (5)
つがる市社会福祉協議会	つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町 (3)
平川市社会福祉協議会	平川市、黒石市、藤崎町、大鰐町、田舎館村 (5)

日常生活自立支援事業

利用ガイド

平成30年10月23日(火)



社会福祉法人青森県社会福祉協議会

○ 日常生活自立支援事業の概要

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方に対して、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助とそれに伴う日常的金銭管理を一体的に行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とした事業です。

○ 対象者

以下の条件のどちらにもあてはまる方を対象としています。

① 判断能力が不十分な方

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方が対象です。ただし、医師による診断がなくても、物忘れでお困りの高齢者や愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持たない方も利用できます。

② 本事業の契約の内容について判断しうる能力を有していると認められる方

本事業を利用するには契約を締結する必要があります。利用を希望される方が契約内容を判断できるかどうかは、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。

○ 支援の内容

利用者と相談のうえ、「支援計画」を作成します。この「支援計画」にもとづいて利用者を定期的に訪問し、以下の支援を行います。

福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・生活変化の察知（見守り）

「福祉サービスの利用援助」に伴う日常的金銭管理

- ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品等の代金を支払う手続き
- ・上記に伴う預貯金の払い戻し、預け入れの手続き

「福祉サービスの利用援助」に伴う書類等の預かり

- ・預貯金の通帳、実印・銀行印、年金証書、保険証券、権利証、契約書類等の預かり

○支援の方法

県内9市にある基幹的社会福祉協議会の専門員と生活支援員が、下記の方法で支援を行います。

相談と助言、情報提供

利用者本人の自己決定を尊重するために、福祉サービス等に関する利用者の相談に応じ、助言や情報提供を行います。

連絡調整

利用者の希望を、地域包括支援センターや行政、ケアマネジャー、施設、その他の関係機関に伝えます。

代行、代理

必要に応じて、利用者の代わりに行政の窓口や福祉サービス事業所、金融機関等に行き、各種の手続きをします。

※本事業では次のような支援はできません

- ・ 買い物、掃除、洗濯等の家事援助
- ・ 浪費傾向がある方の金銭管理や指導
- ・ 施設に入所する際の代理契約
- ・ 医療行為を受ける際に同意書にサインすること
- ・ 入院、入所時に身元保証人や身元引受人になること
- ・ 死後の各種支払いや葬祭の執行

○専門員と生活支援員の役割

専門員

- ・ 利用者や関係機関からの相談に対応し、連絡調整を行います。
- ・ 利用者への支援について、生活支援員に指示します。
- ・ 利用者の支援計画を作成し、利用者の現状に合っているか定期的に確認します。
- ・ 契約の締結や終了、支援計画書や預かり書の変更に関する手続きを行います。

生活支援員

- ・ 専門員の指示を受け、支援計画に基づいて利用者を定期的に訪問します。
- ・ 利用者へ助言、情報提供をし、必要に応じて各種手続きを代行、代理で行います。
- ・ 利用者の生活を見守り、状況に変化があった時は専門員に報告します。

○利用料

相談や支援計画の作成は無料ですが、契約締結後は、利用者以下に以下の料金を負担していただきます。

- ・ **福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理** 1回 1,500円
※生活保護を受給されている方は自己負担はありません
- ・ **貸金庫利用料** 月 500円
※重要な書類を金融機関の貸金庫で保管する場合があります

○支援の流れ

日常生活自立支援事業を利用する際の流れは、以下のとおりです。

① 相談受付（専門員）

- ・本人や家族、関係機関から本事業の利用を希望する相談を受けます。
- ・本事業の利用を希望する相談は、お住まいの市町村の社会福祉協議会で対応します。

② 初回訪問（専門員）

- ・本人と面会して、本事業の説明をします。
- ・本人から、生活状況や困りごとをお聞きします。
- ・本事業の必要性を検討します。



③ 契約締結判定ガイドラインに基づく調査（専門員）

- ・本人の判断能力と本事業の利用意思を確認します。
- ・本事業の利用を希望しない方や契約の締結が難しい方には、他の制度やサービスの利用を薦めます
- ・判断能力や利用意思の確認が難しい場合は、契約締結審査会で審査を行います

④ 調査・調整（専門員）

- ・本人や関係機関から、福祉サービスの利用状況、収支の状況等を詳しくお聞きします
- ・本事業の支援を開始するにあたって、関係機関との連絡調整を行います

⑤ 契約書・支援計画の作成（専門員）

- ・②～④で聞き取った内容をもとに、契約や支援の内容を決定し、契約書・支援計画書を作成します

⑥ 契約の締結（専門員）

- ・本人、基幹的社協、県社協の3者で契約を締結します。

⑦ 支援の開始（生活支援員・専門員）

- ・専門員が作成した支援計画をもとに、生活支援員が利用者を訪問し、支援します。

⑧ 支援計画の評価（専門員）

- ・専門員が定期的に利用者を訪問し、支援計画が利用者の状況に合っているかどうか確認します。支援計画は必要に応じて見直します。

⑨ 契約の終了（専門員）

- ・利用者から契約の終了の申し出があった場合、契約の終了手続きをします。
- ・利用者の判断能力の低下や生活状況の変化により、契約の継続が難しくなった場合は基幹的社協が県社協の同意を得て、本事業の契約を終了します。
- ・利用者が亡くなった場合は、契約は終了になります。

○ 利用を希望されるご家族、関係機関の皆さまへ ○

本事業は、判断能力が不十分な方に対して、ご本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行うことにより、地域での自立した生活を支援することを目的としています。そのため次の4項目を大切にしています。

ご家族、関係機関の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

① 利用者の意思を尊重すること

ご家族や関係機関が、ご本人のためを思って本事業を薦めても、ご本人は必要ないと考える場合があります。本事業はご本人との契約に基づいて支援を行いますので、ご本人が利用を希望しない場合は、本事業の契約はできません。

また、本事業ではご本人の意思に沿った支援を行います。そのため、ご本人の意思に反した金銭の管理や指導、ご本人の意思確認ができない状態でご本人の代わりに各種の手続きを行うことはできません。

② 利用者の能力を尊重すること

本事業は、ご本人の能力を尊重し、ご本人が自分で考え、決定、行動できるよう助言や情報提供、支援を行うこと基本としています。病状の回復等により、本事業の支援を必要としなくなった場合は、ご本人の希望により解約もできます。

利用者ご本人の判断能力が低下して、契約の継続が難しくなった場合は、ご家族や関係機関に対し、成年後見制度等ご本人を適切に支援できる他の制度、サービスの利用を薦めます。

③ 利用者との信頼関係を築くこと

利用者の中には、専門員や生活支援員が自宅を訪問することや、通帳や印鑑等を第三者に預けることにためらう方もいます。このため、本事業の支援を行う際は、ご本人と専門員、生活支援員との間の信頼関係が不可欠となります。

本事業で契約を締結し、支援を開始するまでには、信頼関係が築かれるよう、数か月の時間を要したり、ご家族や関係機関の協力を求めることがあります。

④ 利用者が安心した生活ができるようにすること

本事業の利用者の中には、判断能力の低下により、様々な生活課題を抱えている方もいます。本事業では、福祉、医療、法律等の専門家や地域の方々との連携によって、利用者の課題の解決を図っていきます。

また、本事業に関する困りごと、苦情等がある場合は、青森県社会福祉協議会か青森県運営適正化委員会が窓口となって、ご相談に応じます。

日常生活自立支援事業に関する困りごと、苦情等の窓口

青森県社会福祉協議会 青森県地域福祉権利擁護センター：017-721-1362

青森県運営適正化委員会 福祉サービス相談センター：017-731-3039

【このチラシに関するお問い合わせ】

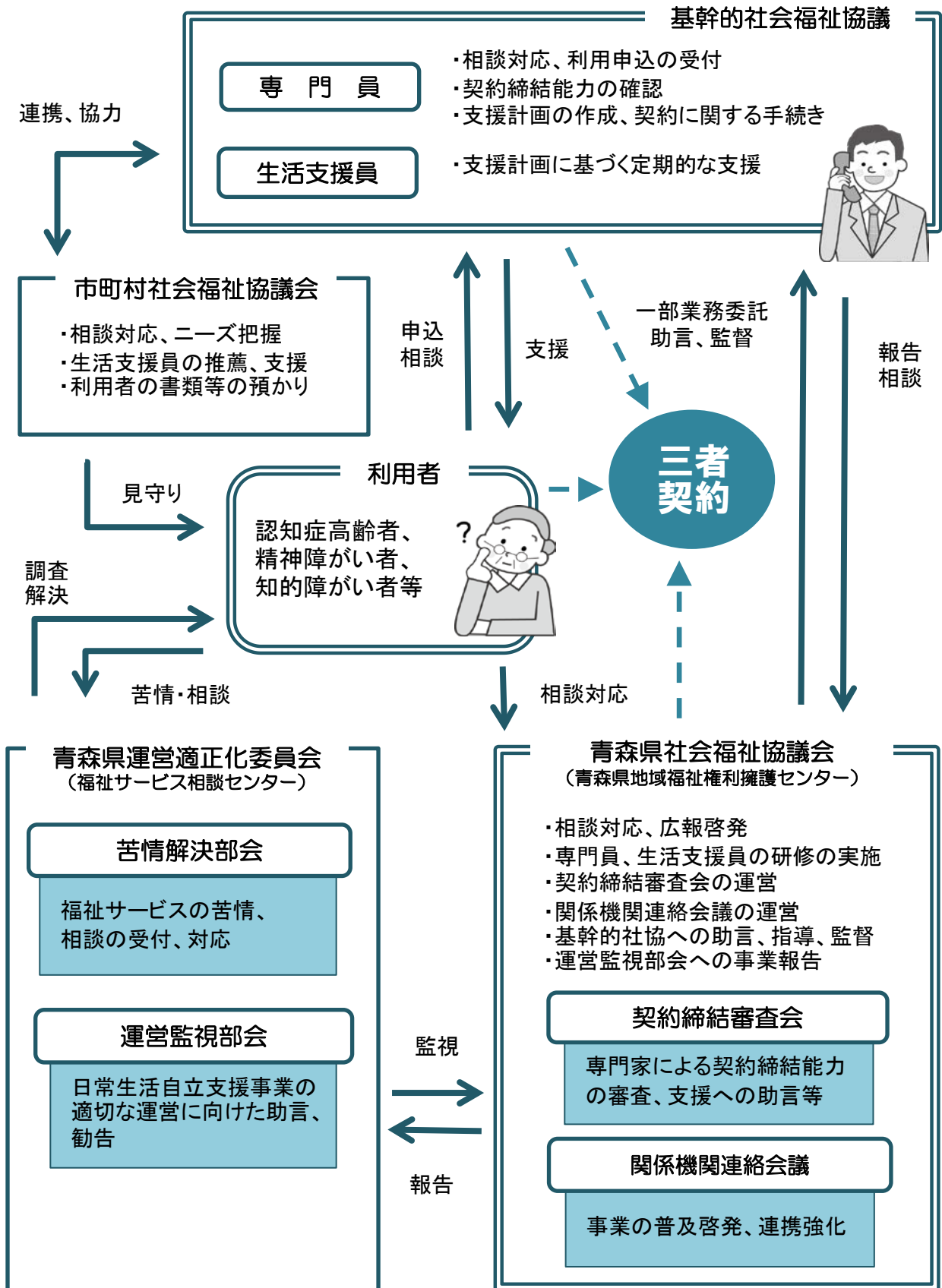
社会福祉法人青森県社会福祉協議会 青森県地域福祉権利擁護センター

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階

TEL：017-721-1362 / FAX：017-723-1394

2018.8 作成

青森県の日常生活自立支援事業の仕組み



○専門員、生活支援員の役割と業務内容

青森県の日常生活自立支援事業の仕組みに見るように、日常生活自立生活自立支援事業においては、主に初期相談から支援計画の策定、利用契約の締結に至るまでの業務は専門員が担当し、支援計画に基づく具体的な援助業務は生活支援員が実施することとなっています。

○専門員の主な業務

- 相談の受付
- 本人からの利用希望の聞き取り、生活状況、困っておられることなどの把握
- 契約締結判定ガイドラインの実施
- 日常生活自立支援事業における支援計画の作成（どのようなことをどれくらいの頻度でお手伝いするか）
- 利用契約の締結
- 援助業務開始のていきてきな利用者の状況把握、希望や苦情の把握
- サービスの実施に伴う関係機関との様々な調整

○生活支援員の主な業務

- 定期的にまたは利用者からの希望があった時に、利用者宅（あるいは施設、病院等）を訪問し、支援計画に沿った援助を行う。
例）介護保険法や障害者総合支援法に関する情報提供
介護保険法や障害者総合支援法によって利用できる福祉サービスに関する情報提供
福祉サービスの利用手続きに関する情報提供や利用手続きの援助
預貯金等の払い戻し、公共料金や福祉サービス利用料などの支払いの援助
- 援助内容の記録
- 援助内容や利用者の状況についての専門員への報告

◎お願いしたいこと

生活支援員は、単に支援計画に定められた内容について定期的な援助を行うだけでなく、本人のその時々々の生活状況について把握し、援助した内容を含めて本人の状況や希望、困っていることなどを専門員に報告し、次の援助へと繋げていきます。

本事業が援助している人たちは、自分からは、希望や要望、困っていることを表明しづらい人たちです。生活支援員は、このような利用者の特性を理解し、ちょっとした変化にも注意し、「おや？」と感じたことは専門員に報告することが大切です。

日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
所管庁	厚生労働省	法務省
法律	社会福祉法	・民法 ・任意後見契約に関する法律
内容	福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等の援助	財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般
対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等 ※判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に不安を抱えている方。	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等
判断能力	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の内容について判断し得る能力を有していること。 ・本人の日常生活自立支援事業を利用したいという希望意思が必要 ※利用者本人との契約によるため、判断能力の喪失により契約が終了利用者が判断能力を失った後は、成年後見制度への移行が必要	<任意後見> 判断能力が不十分な状況にある者 ※本人の判断能力が低下した時点で任意後見監督人が選任され、任意後見が開始する。
		<補助> 精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分である者
		<保佐> 精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者
		<後見> 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者
能力判定	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員 契約締結判定ガイドラインに基づき判断 ・契約締結審査会 判断能力に疑義がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による鑑定 ※ただし、補助開始及び任意後見監督人選任の審判は医師の診断書でも可能 ・家庭裁判所
申立権者等	本人、家族、関係機関からの相談	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長
援助者	社会福祉協議会 (専門員、生活支援員)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人 ※成年後見では、複数後見や法人後見が認められている。
援助者の供給組織 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会 ・市区町村社会福祉協議会 	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、親族、個人、行政等

	日常生活自立支援事業 (福祉サービス権利擁護事業)	成年後見制度
援助方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画に基づく支援 生活支援員による定期的な訪問 金融機関や役所での手続きや支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産管理 ・身上監護
援助の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用、または利用を止めるための手続き ・福祉サービスの利用料を支払う手続き ・日常的金銭管理 (年金や福祉手当の受領に必要な手続き、医療費や公共料金等を支払う手続き) ・書類等預かりサービス (保管できるもの: 預貯金の通帳(定期含)、実印・銀行印、年金証書、不動産登記済証(権利証)、保険証券、運転免許証、旅券及び船員手帳等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人への情報提供や助言等の支援 ・入院や治療等に関する契約締結、支払い等 ・福祉施設やサービス利用に関する契約締結、費用の支払い、処遇の監視
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理に伴う利用料 (1回、1時間程度、1,500円) ※生活保護受給者は無料 ・貸金庫利用料 月額 500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 成年後見人等が家裁に申し立て、家裁は本人の資力等を総合的に判断し、報酬を決定 ・後見等事務処理費用 本人の財産から支弁
指導監督機関	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会 ・運営適正化委員会 	家庭裁判所 監督人 (後見監督人、任意後見監督人)
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会 ・市区町村社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の家庭裁判所 ・各市町村の高齢者福祉、障がい者福祉担当窓口 ・地域包括支援センター等